

特別定額給付金（一人10万円）について ～申請期限は8月27日です～

特別定額給付金の申請期限は8月27日（木）です（当日消印有効）。希望する方はお忘れのないよう申請をお願いします。

◎ご注意

▼申請書が届いていない場合は、市コールセンターまでご連絡願います。

▼申請から2週間以上経っても振り込みがない場合や市から連絡がない場合は市コールセンターまでご連絡をお願いします。

▼申請書類の内容確認などにより市から連絡または申請書の返送があった場合は、申請期限までにご対応いただきますようお願いいたします。期限内に連絡、再申請がなされない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなされる場合がありますのでご注意ください。

▼受取口座への振り込みは、原則毎週水曜日に行います。

▼その他詳細は市ホームページをご覧ください。

詳しくは市特別定額給付金コールセンター ☎470・1078へ。



▲市ホームページ「特別定額給付金について」

ひとり親家庭に 食料品などを提供します

都では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、児童扶養手当受給世帯を対象に食料品などを提供します。

7月下旬以降、食料品などの生活必需品を24点掲載したカタログをお送りします。提供を希望する方は、掲載の商品から4点を選び、申し込みはがき、または都ホームページの専用フォームから申し込んでください。申し込んだ商品は、宅配業者により配送されます。

【申込期限】10月31日（土）
【対象】2年6月分の児童扶

養手当の支給を受けている方（その全部を支給しないこととされている方を除く）または、2年6月1日から同年7月31日までの間に新たに児童扶養手当を受給することとなった方

【その他】対象の方で、カタログが届かない場合は、児童青少年課助成支援係 ☎470・7736へお問い合わせください。詳しくは同課へ。

唾液によるPCR検査について

東久留米市医師会 石橋幸滋

新型コロナウイルス感染症の広がりは衰えを知らず、東京都では1日1000人を超える新規患者さんが出ています。東久留米市でも市内にPCR検査センターを設置し、62人の方の検査を行いました。6月26日で閉鎖となりました。

そこで東久留米市医師会は、7月1日から医療機関で行える唾液によるPCR検査を実施しています。この検査は、唾液を医療機関において自己採取し、翌日以降に出た検査結果を医師から連絡するという手順です。これにより、通常であれば

保険診療が認められても、3割負担で1万円近い自己負担がありますが、指定された市内約20カ所の医療機関（変動するためおおよその数です）でこの検査を行うと、検査費用の自己負担分（3割負担で6000円程度）が補助されます。この検査を行っている医療機関は非公開となっております。まずは市内のかかりつけ医にご相談ください。

介護保険施設サービス利用時の 居住費（部屋代）・食費の軽減制度 （随時申請を受け付けます）

介護保険施設サービスを利用したときは、施設サービス費（利用料）の自己負担分（負担割合Ⅱ「1割」Ⅲ「2割」Ⅳ「3割」のいずれか）に加え、食費・居住費（部屋代）・日常生活費などの費用を支払いますが、所定の認定要件に当てはまる方は、申請により食費・居住費（部屋代）の軽減（負担限度額認定）が受けられます。

7月31日まで（1月～7月の申請の場合は同年7月31日まで）です。毎年8月1日を基準日として更新の手続きが必要です。施設入所や短期入所サービスの利用申し込みの予定がある場合は、早めに介護福祉課（市役所1階）で申請してください。詳細は広報6月15日号3面または市ホームページをご覧ください。

【対象となるサービス】施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設）▼短期入所サービス（短期入所生活（療養）介護介護予防短期入所生活療養 介護）

【認定要件】次の①～③すべてに該当する方
①世帯全員が住民税非課税

所得区分に応じて食費・居住費（部屋代）の負担限度額（施設に支払う1日当たりの自己負担額の上限）が設けられています。認定期間は、申請があった月の初日から翌年

【対象となるサービス】施設サービス（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設）▼短期入所サービス（短期入所生活（療養）介護介護予防短期入所生活療養 介護）

【認定要件】次の①～③すべてに該当する方
①世帯全員が住民税非課税

【対象】提供者が勤務している事業所。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、骨髄などの提供に伴う休暇の取得が可能な事業所は除く

【助成金額】対象者が骨髄などを提供するたびに通院・入院した日数に応じて、提供者には1日2万円、事業所には1日1万円（ただし、7日間を上限とします）

国民健康保険限度額適用認定証と 標準負担額減額認定証を交付します

国民健康保険の被保険者で住民税非課税世帯の方へ、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

また、70歳未満の被保険者で住民税課税世帯の方、70歳以上の被保険者で所得区分が現役並みⅠ・Ⅱに該当する方へ、申請により「限度額適用認定証」を交付します。

これらの「認定証」を医療機関などに提示すると、高額な保険診療における支払いが自己負担限度額までになります。また「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお

持ちの方は入院時の食事代が減額されます。なお、これらの「認定証」は、前年の収入状況によって変更が生じることから、毎年8月1日を基準に限度額を判定しています。

※国民健康保険税を滞納している場合は、認定証の交付を受けられないことがあります。8月1日から適用の認定証を受けることができます。平成31年度の認定証の有効期限は7月31日です。継続して認定証を必要とする方は8月31日（月）までに手続きすると、8月1日から適用の認定証を交付できます。

長期入院の場合

過去12カ月の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯の方は、申請するとさらに食事代などが減額される場合があります。

【提出書類】手数料（減額・免除）申請書および交付条件に該当することがわかる書類 ※対象者によって書類が異なります。詳細はごみ対策課までお問い合わせください。【注意事項】年度の途中で減免の条件に該当することとなった方は、ごみ対策課へご連絡ください。今回申請分の指定収集袋の交付につきましては9月下旬を予定しております。詳しくは、ごみ対策課 ☎473・2117へ。

国民年金 だより 年金手帳は大切に保管してください 公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられる

骨髄移植ドナーを支援します 日本では、毎年5000人～6000人もの人が新たに血液疾患を発症しており、年間約2000人の患者が骨髄などの移植を必要としています。市では、骨髄などの移植を推進するとともに、骨髄ドナー登録者の増加を目的とし、ドナーが骨髄などを提供しやすくなるよう支援するため、9月から日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞移植をした市民を対象に助

指定収集袋（有料ごみ袋）の減免申請について 家庭ごみの有料化に際して、経済的支援を必要とする世帯に対して指定収集袋の減免を行っています。今年度の減免申請の受け付け・交付は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送で行います。前回減免の申請をした方には、お知らせを送付していますので、ご確認ください。

【対象】次の①～⑥のいずれかに該当する世帯
①生活保護を受給している世帯
②身体障害者手帳1・2級の者が属する非課税世帯
③愛の手帳1・2度の者が属する非課税世帯
④精神障害者保健福祉手帳1級の者が含まれる非課税世帯
⑤児童扶養手当または特別児童扶養手当受給世帯
⑥高齢福祉年金受給世帯（高齢基礎年金とは異なります）